

寒冷地手当の額等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第16号

寒冷地手当の額等を定める規則の一部を改正する規則

寒冷地手当の額等を定める規則（平成17年岩手県規則第82号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 支給地域 <u>給与条例別表第6</u>及び<u>給与等条例別表第4</u>に掲げる支給地域をいう。</p> <p>(3) 支給地域の区分 <u>給与条例別表第6</u>及び<u>給与等条例別表第4</u>に掲げる支給地域の区分をいう。</p> <p>2 <u>給与条例別表第7</u>、<u>給与等条例別表第5</u>及びこの規則において、世帯主である職員とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(知事が定める支給地域及びその区分)</p> <p>第3条 <u>給与条例別表第6</u>及び<u>給与等条例別表第4</u>の知事が定める地域は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）別表に掲げる地域（県内の地域を除く。）とし、知事が定める級地は、同表における当該地域に応じた地域の区分とする。</p> <p>(支給地域に現に居住しない職員で手当の支給を受ける職員)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の職員に係る<u>給与条例別表第7</u>及び<u>給与等条例別表第5</u>に掲げる世帯等の区分（次条第2項及び第7条において「世帯等の区分」という。）は、扶養親族のある職員とする。</p> <p>(知事が定める支給地域の区分及び支給額)</p> <p>第6条 <u>給与条例別表第7</u>及び<u>給与等条例別表第5</u>の知事が定める級地は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に掲げる地域（県内の地域を除く。）における当該地域に応じた地域の区分とする。</p> <p>2 <u>給与条例別表第7</u>及び<u>給与等条例別表第5</u>の知事が定める額は、支給地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、次の表に定める額とする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 支給地域 <u>給与条例別表第7</u>及び<u>給与等条例別表第5</u>に掲げる支給地域をいう。</p> <p>(3) 支給地域の区分 <u>給与条例別表第7</u>及び<u>給与等条例別表第5</u>に掲げる支給地域の区分をいう。</p> <p>2 <u>給与条例別表第8</u>、<u>給与等条例別表第6</u>及びこの規則において、世帯主である職員とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(知事が定める支給地域及びその区分)</p> <p>第3条 <u>給与条例別表第7</u>及び<u>給与等条例別表第5</u>の知事が定める地域は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）別表に掲げる地域（県内の地域を除く。）とし、知事が定める級地は、同表における当該地域に応じた地域の区分とする。</p> <p>(支給地域に現に居住しない職員で手当の支給を受ける職員)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の職員に係る<u>給与条例別表第8</u>及び<u>給与等条例別表第6</u>に掲げる世帯等の区分（次条第2項及び第7条において「世帯等の区分」という。）は、扶養親族のある職員とする。</p> <p>(知事が定める支給地域の区分及び支給額)</p> <p>第6条 <u>給与条例別表第8</u>及び<u>給与等条例別表第6</u>の知事が定める級地は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に掲げる地域（県内の地域を除く。）における当該地域に応じた地域の区分とする。</p> <p>2 <u>給与条例別表第8</u>及び<u>給与等条例別表第6</u>の知事が定める額は、支給地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、次の表に定める額とする。</p>

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。